

総務建設常任委員会

令和2年12月22日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和2年12月22日(火) 午後1時30分 開会
午後1時47分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	松 林 謙 司
副委員長	杉 本 訓 規
委 員	梨 本 洪 珪
〃	奥 本 佳 史
〃	増 田 順 弘
〃	岡 本 吉 司
〃	下 村 正 樹
〃	西 川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	吉 村 始
〃	谷 原 一 安
〃	内 野 悦 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	溝 尾 彰 人
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	芝 浩 文
〃 補佐	倉 田 主 税

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	和 田 善 弘
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第105号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議第106号 葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について

開 会 午後1時30分

松林委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

午前中の本会議休憩に引き続き、総務建設常任委員会に追加付託されました2議案の審査、どうか委員の皆様の慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

委員外議員として、内野議員、吉村始議員、それから谷原議員です。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますので、承知願います。なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては、簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

ここでお諮りいたします。

議第105号及び議第106号の2議案につきましては、指定管理者の指定に関する議案でございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

松林委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第105号及び議第106号の2議案を一括議題といたします。

本議案につき、提案者の内容説明を求めます。

早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第105号及び議第106号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。議第105号、葛城市農畜産物処理加工施設及び議第106号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理につきましては、どちらの施設とも令和3年3月31日で指定管理期間が終了いたします。それに伴いまして、令和2年11月25日に公募を開始し、同年12月16日に締切りをいたしまして、12月18日、指定管理者の選定委員会を開き、葛城市農畜産物処理加工施設につきましては株式会社農業法人當麻の家、葛城市道の駅かつらぎにつきましては株式会社道の駅葛城をそれぞれ選定いたしました。応募された事業者につきましては、葛城市農畜産物処理加工施設には1者、葛城市道の駅かつらぎにも1者の応募がございまして、選定の結果、それぞれの事業者がともに評価基準に達しておりましたので、指定管理者として選定させていただいたものでございます。

なお、両施設の指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で予定

しております。

説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

松林委員長 ただいま説明願いました本2議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 今、部長の方から、結果といたしますか、公募の流れも含めて説明いただきましたけども、説明の中で、評価基準に達していたということで決定をしたということでございますけれども、改めてこの評価基準についてご説明願えますでしょうか。

松林委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

評価基準でございますけども、1つは、住民の平等な利用を確保することができるものであること。それと、施設の効果を最大限に発揮され、サービスの向上が図られるものであること。施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであること。適切な維持管理を行う能力を有していること。施設の管理を安定して行う人員、資産、その他経営の規模及び能力を有しており、また確保できる見込みがあること。それと地域への取組があることが選定基準となっております。

以上でございます。

松林委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。今ご説明願いましたように、事業効果を、補助金を使って、市民の方にもご納得のいただけるような事業を進めていただける能力があると、こういう判断で決定したわけでございますけれども、当然、先ほど言いました、血税を投入した効果というのは期待しているところでございますけれども、提案として、ウェルネスの場合はどうだったか。私、以前に経営報告といたしますか、利用報告といたしますか、そういったご報告もお伺いした記憶があるんですけども、この両道の駅につきましても、年1回、先ほど申されたような基準の数値化した年度の報告といたしますか、当然、雇用も含めて、農業生産高が向上したとか、そういう成果はあるかとは思うんですけども、そういうのをお伺いする機会がないので、年1回そういうご報告をいただく機会を作っていただいたらありがたいなど、市民の方にもこの事業効果が評価される、そういうふうに思われますので、その辺のところができるかどうか、お尋ねを再度いたします。

松林委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

ただいま増田委員からご指摘のありました、地元雇用の部分につきましても、含めまして、市内の農業生産者の方の出荷の数量等、また両道の駅に報告をいただいて、またご報告させていただくようにさせていただきます。

以上でございます。

松林委員長 増田委員。

増田委員 それでは、そういうふうなご報告も今後いただくということで、お願いを申し上げておきます。ありがとうございます。

松林委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本副委員長 聞く機会がここしかないの、素っ頓狂な質問やったら伏せてもうていいんですけども、今、これはこれで決定してるのでいいんですけども、例えば、ほかの業者がというか、手挙げるとか、来たとして、そちらに決まった場合です。仮の話で申し訳ないですけど、その場合、僕が心配するのは、ちゃんとできるのかというのが心配なんですけど、変わった場合、どこまで、どの範囲で、どんな経営体制というか、管理体制が変わるのか。分かりやすく説明して、仮の話で申し訳ないんですけど、僕、疑問に思ってるので、お答え願えたら助かります。

松林委員長 早田部長。

早田産業観光部長 ただいまの杉本副委員長のご質問でございます。

朝の本会議の中でも、谷原議員のご質問に答えるような形になったと思うんですけども、まず応募資格として、道の駅の管理運営を円滑に行うことができると認められる法人という形で、まず応募資格を絞っております。当然、受付期間の間に書類申請されましたら、それを農林課の職員が確認させていただいて、新たな事業者が決まった場合、そういうことも考えまして、来年4月1日からの運営をしていただくのに、大体6か月からこの12月、3か月、4か月前までには決定させていただくという進め方をさせていただいております。

以上でございます。

松林委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 僕が聞きたいのは、例えば、どこまで変わるのか、変えるのかということなんです。

新しいところになったら、例えば人員とか、今入ってる業者とかがあるわけじゃないですか。聞きたいのは、そういうところも全部変わるのかどうかということなんです。答えられない、質問がおかしいですかね。僕が言うてることおかしいですか。

松林委員長 副市長。

溝尾副市長 本当に仮の話なので、あれですけども、経営体制が変わったら会社が変わるのと同じなので、中のレイアウトから何から変わる可能性はありますが、我々としても言うべきことは言いますので、それほどがらっと変わっても、全然違うので前の方がよかったとかとならないようにはするとは思いますが、仮の話ですので、ここまでしかお答えできませんが、会社が変わるのと同じようなイメージです。ただ、我々が指定しておりますので、根本的な観念から変わるというわけではないということです。

松林委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 そういうことなんですよね。例えば従業員の方ががらっと変わったりという、そういう懸念ももちろん考えて、こういう応募をされてるというのを聞いたかっただけなので、ありがとうございます。

松林委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私も、ここで出していい質問かどうか、もし、的外れだったら言ってもらっていいんですけども、先ほどの増田委員の、事業効果の評価のところに関連してなんです。これは指定管理で、委託する先には指定管理料をお払いになるということですけども、この道の駅事業を通じて上がった売上げの幾らかは葛城市に対して還元されるのでしょうか。

松林委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

ただいまの當麻の家につきましては、指定管理料をお支払いさせていただいて、成果配分という形でいただいております。ただ、道の駅葛城につきましては、補助金の関係で、建設課の方からご説明差し上げましたとおり、成果配分という部分ではいただいております。その代わりに、指定管理料につきましても、市からお支払いしているということではありません。

以上でございます。

松林委員長 奥本委員。

奥本委員 道の駅に関しては、そうしたら、補助金の関係とおっしゃいますけども、これは未来永劫ずっとそういう形でいくというふうに判断していいわけでしょうか。

松林委員長 早田部長。

早田産業観光部長 まず、補助金をいただいておりますので、10年間は成果配分という議論は難しいのかなと。今後5年過ぎた後に、当然、成果配分というお話が出てくるのかなと。その代わりとしては、逆に言うと、指定管理料という部分も発生してくるのかなと考えております。

松林委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。言いつ放しなので。ということは、今回の更新2回目のその次からということでもいいなということで私判断しました。

松林委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第105号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第105号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

松林委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第105号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第106号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

松林委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第106号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

松林委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第106号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで委員以外からの発言の申出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

松林委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

慎重審議、本当にありがとうございました。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時47分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

松林 謙司